

岡山県美作県民局県税窓口収納金等警備輸送業務仕様書

岡山県美作県民局税務部における県税窓口収納金等警備輸送業務については、この仕様書により実施するものとする。

1 委託業務の名称

令和8年度岡山県美作県民局県窓口収納金等警備輸送業務

2 委託業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

3 委託業務の内容

岡山県美作県民局税務部（津山市山下53）と株式会社中国銀行津山支店（津山市山下30-7）（以下、「丙」という。）間における現金、有価証券及び文書（以下「現金等」という。）の警備輸送（以下「警送」という。）に係る業務

(1) 警送を委託する現金等の管理

委託者岡山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する現金等は、甲が提供する施錠可能な警送かばんに収納し、甲が施錠するものとする。

(2) 乙への引渡し

甲が乙に現金等を引き渡すときは、乙は、甲の立会いのもとに警送かばんの施錠並びに外装異常の有無を点検したうえで、授受を明確にするための措置をとるものとする。

(3) 乙からの引渡し

乙が丙に現金等を引き渡すときは、丙の立会いのもとに警送かばんの施錠並びに外装異常の有無を点検したうえで、授受を明確にするための措置をとるものとする。

(4) 丙からの引き渡し

翌日用の警送かばんは丙から甲へ引き渡すものとする。

4 業務に従事する者

乙は、運転員及び補助員（以下「運転員等」という。）を任命するに当たり、責任感が強く誠実で健康な者2人を充て、運転員等のいずれか1人は、貴重品運搬業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員とすること。

5 運行日等

(1) 岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に定める県の休日を除き、毎日運行するものとする。

ただし、甲が、運行の中止を警送前日の17時までに乙に通知した場合は運行を中止するものとする。

(2) 警送業務については、運行日の午前10時から午後2時までの間で、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

(3) 甲は、災害又は自然災害等により運行が不可能と判断した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

6 契約時の提出書類

乙は、契約後速やかに運転員等の名簿、輸送車両名簿（登録番号、車種名等）、自動車保険並びに盗難等に対する賠償責任保険の加入状況及び運転員等の名簿に記載された従事員が乙の従業員であることを証明する書類（本人の写真が貼付された社員証等）を作成し、甲に提出するものとする。

なお、運転員等及び輸送車両に変更があるときは、速やかに、甲に通知しなければならない。

7 業務実施の確認

(1) 甲は、乙が実施した業務で、仕様書等に適合していないと認めたときは、その業務の手直し及び改善を命ずることができるものとする。

(2) 業務を実施するに当たって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、甲の決定により業務を遂行する。

8 輸送車両の仕様

乙は、業務の遂行に当たり、貴重品運搬警備業務用車両として必要な構造及び装備を備えた車両を使用しなければならない。

9 その他

(1) 本委託業務に関して乙が甲又は丙に損害を与えた場合は、乙はその生じた損害を速やかに賠償しなければならない。

(2) あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合を除き、この業務の全部又は一部を他に委託してはならない。

(3) 乙は、警送車両の運転員等に対して安全運転教育を行わなければならない。

(4) 乙は、運転員等の規律等に関して、一切の責任を負うものとする。

(5) 乙は、業務に従事している間に知り得た事実を他に漏らしてはならない。